

水銀等の貯蔵に関する 適正管理事例集

令和 5 年 11 月

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室

【目 次】

はじめに	1
1. 水銀汚染防止法の関連規定	2
(1) 水銀等の貯蔵の定義	2
(2) 環境上適正な貯蔵が必要な水銀等	2
2. 水銀汚染防止法で求められている環境上適正な貯蔵の方法	4
(1) 貯蔵の容器又は包装	4
(2) 容器・包装の表示（名称の表示）	5
(3) 貯蔵場所（表示、構造）、盗難防止	6
(4) 他者への委託（情報提供）	7
(5) 報告	8
3. 指針に基づき実施した取組等の適正管理事例	9
3.1 少量の水銀を取扱う事業者	9
3.2 多量の水銀を取扱う事業者	14
4. 水銀等の貯蔵に関するその他の事例	18
4.1 換気・排気対策	18
4.2 社内体制の整備	18
5. 関連情報	22
6. 問い合わせ先	22

はじめに

水銀による地球規模での環境汚染を防止するため、平成 25 年 10 月に熊本県で開催された外交会議で水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」といいます。）が採択されました。これを受けて、水俣条約を国内で実施するための措置や水俣条約よりも踏み込んだ措置を講ずる水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「水銀汚染防止法」といいます。）が平成 27 年の通常国会において成立し、水俣条約の発効日である平成 29 年 8 月 16 日に施行されました。

水俣条約第 10 条 2 は、締約国に対し、条約で認められた用途のための水銀等の暫定的保管が環境上適正な方法で行われることを確保する措置をとることを求めています。水俣条約の締約国である我が国は、水銀汚染防止法の第 21 条第 1 項に規定する技術指針（水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針）に基づき、水銀及びその化合物（以下「水銀等」という。）を貯蔵する者（水銀等貯蔵者）に、水銀等の環境上適正な貯蔵のための措置をとること、また事業所内で貯蔵する水銀等の最大量が 30 kg 以上となった場合、その貯蔵状況についての定期的な報告を行うことを求めています。

これまで各事業所から提出された、水銀等の貯蔵に関する報告の「指針に基づき実施した取組等」欄には、必要な項目が記載されていない、もしくは空欄となっている事例が散見され、指針に基づく取組が適切に行われているか判断が難しいという課題が出ています。これは、水銀等貯蔵者による、環境汚染防止措置の認知状況が不十分であることも背景の一つにあることが想定されます。こういった状況を踏まえ、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀等の貯蔵に関するガイドライン」と併せて、水銀等貯蔵者の適切な環境汚染防止措置の実施の促進を図ることを目的に、水銀等の環境上適正な貯蔵のための措置等を解説し、具体的な貯蔵や管理の方法の事例を抽出した適正管理事例集を作成いたしました。本事例集は、水銀等の貯蔵に関する報告の対象とならない事業者等にも参考になると考えています。水銀等貯蔵者の実情に応じて様々な取組が考えられることから、環境省では、今後も事例の蓄積と共有に努めてまいります。

今後の事業者による適正な環境汚染防止措置の実施を促進するため、今後とも皆様のご理解並びに、ご協力をお願いいたします。

令和 5 年 11 月

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室

1. 水銀汚染防止法の関連規定

水銀汚染防止法で規定されている水銀等の貯蔵に関する措置について解説します。

(1)水銀等の貯蔵の定義

水銀等の貯蔵とは、所有権の有無にかかわらず、水銀等を現に所持し、販売、製品の製造、試験研究等のためにとっておくこと又はためておくことをいいます。貯蔵を他者に委託した場合は、その相手方（委託先）が「水銀等貯蔵者」となります。年度途中で、製造した（例：水銀含有再生資源から回収した）又は引渡しを受けた（例：外部から購入した）水銀等は、その全量が一旦は貯蔵されたものとみなします。

(2)環境上適正な貯蔵が必要な水銀等

水銀汚染防止法により、その貯蔵の際に環境の汚染を防止するための措置が必要となる水銀等の種類は、以下のとおりです。それぞれ他の物と混合している場合には、当該水銀等の含有量が混合物の全重量の 95%以上の場合に限り対象となります。また、水銀含有再生資源¹又は廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものは除きます。

＜対象となる水銀等の種類＞

- 水銀（水銀以外の金属との合金に含まれる場合を含む。）
- 塩化第一水銀
- 酸化第二水銀
- 硫酸第二水銀
- 硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物
- 硫化水銀（辰砂²に含まれるものを含む。辰砂の場合は含有量にかかわらず対象。）

「水銀等の貯蔵」とは、水銀等を現に所持し、販売や製品の製造、試験研究等のためにとっておくこと又はためておくことを指します。設備や装置内部で使用されている水銀（例：水銀圧入法測定装置（ポロシメータ）の中の水銀）や水銀等が封入された製品（例：水銀血圧計）を所持していることは水銀等の貯蔵に該当しません。他方、水銀等の試薬、顔料については、原料等としての販売や製品の製造、試験研究等のために蓄えられていると考えられることから、上記の含有量基準を満たすものであれば水銀等の貯蔵に該当します。

硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物については、いずれか一方のみを貯蔵している場合でも

¹水銀含有再生資源に関する規制の詳細は、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン」を御参照ください。

²辰砂は、鉱物の名称として用いており、辰砂鉱石を指しています。

水銀等の貯蔵に該当します。また、混合している場合は、硝酸第二水銀と硝酸第二水銀水和物の合計の含有量が全重量の 95%以上の場合に水銀等の貯蔵に該当します。

硫化水銀については、辰砂である場合は、硫化水銀の含有量にかかわらず、水銀等の貯蔵に該当します。硫化水銀の含有量が 95%を超える朱肉の所持については、固有の製品形状をもち、使用中に組成や形状が変化することがない製品であることから、水銀等の貯蔵には該当しません。

2. 水銀汚染防止法で求められている環境上適正な貯蔵の方法

貯蔵指針（水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針）では、水銀等貯蔵者に対し、環境の汚染を防止するために以下の措置をとることを求めています。

＜水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針＞

- 1 水銀等の容器又は包装は、水銀等が飛散し、又は流出するおそれのないものとする。
- 2 水銀等の容器又は包装に、水銀等の名称（水銀等の混合物（辰砂を除く。）にあつては、水銀等の名称及び含有量）を表示すること。
- 3 水銀等を貯蔵する場所に、水銀等の名称を表示すること。
- 4 水銀等を貯蔵する場所に、鍵をかける設備を備えること。ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、この限りでない。
- 5 水銀等を貯蔵する場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵を設けること。
- 6 水銀等の貯蔵を他の者に委託するときは、その相手方に対し、その貯蔵を委託するものが水銀等である旨の情報を提供すること。

上記 1～6 について、具体的な貯蔵方法を解説します。

(1)貯蔵の容器又は包装

＜指針＞

- 1 水銀等の容器又は包装は、水銀等が飛散し、又は流出するおそれのないものとする。

■ 水銀

水銀容器に適した材質：常温では水銀と反応しない炭素鋼又はステンレス鋼

次のような容器が望ましい。

- ✓ 以前の保管物による破損がなく、それらが水銀と有害な反応をおこさない
- ✓ 容器の構造的統合性を損なわない
- ✓ 過度な腐食がない
- ✓ 腐食を防ぐための保護コーティング（塗料）が施されている 等



図 1 水銀を貯蔵する容器の例（エポキシ系塗料で内面塗装された鋼鉄製容器）

■ 水銀化合物

- ✓ 物性及び反応性を踏まえて、適切な材質を選択

(2)容器・包装の表示(名称の表示)

<指針>

- 2 水銀等の容器又は包装に、水銀等の名称（水銀等の混合物（辰砂を除く。）にあっては、水銀等の名称及び含有量）を表示すること。

- ✓ 貯蔵しているものが「水銀」「硫化水銀」等であることが認識できるよう、文字の色・大きさ等により目立ちやすいものとする。
- ✓ 表示場所については、通常の貯蔵状態で視認可能となるよう表示（例：容器に入れた上で包装する場合は、包装への表示）する。



図 2 水銀の貯蔵の表示例



図 3 水銀化合物の貯蔵の表示例

(3)貯蔵場所(表示、構造)、盗難防止

<指針>

- 3 水銀等を貯蔵する場所に、水銀等の名称を表示すること。
- 4 水銀等を貯蔵する場所に、鍵をかける設備を備えること。ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、この限りでない。
- 5 水銀等を貯蔵する場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵を設けること。

- ✓ 水銀等を貯蔵する場所（薬品庫、保管庫）に「水銀」「硫化水銀」等の名称を表示する。
- ✓ 既に、毒物及び劇物取締法等の他法令に基づく表示がされており、貯蔵指針に規定する必要事項（水銀等の名称）の表示がなされている場合は、その表示を法に基づく表示とみなして差し支えない。



図 4 水銀等の貯蔵場所の例その 1



図 5 水銀等の貯蔵場所の例その 2

(4)他者への委託(情報提供)

<指針>

6 水銀等の貯蔵を他の者に委託するときは、その相手方に対し、その貯蔵を委託するものが水銀等である旨の情報を提供すること。

- ✓ 委託先においても環境の汚染を防止するための取組が必要
⇒水銀汚染防止法に基づく貯蔵の規制の対象となる水銀等であることを明示的に伝達することが必要。
- ✓ 委託先が水銀汚染防止法第 22 条第 1 項に基づき適切に国（事業所管官庁）に報告ができるよう、以下の情報を書面で提供することが望ましい。例えば契約書等に、貯蔵に当たっての指針の遵守及び定期報告義務を履行することについて明記する。
 - ・ 物質の名称、純度、量
 - ・ 貯蔵の目的

(5)報告

1つの事業所で、当該年度における対象物質の最大貯蔵量が30kg以上となった場合、対象物質ごとに、その貯蔵の状況に関する報告書を提出する必要があります。具体的には、当該年度の情報を所定の様式に記載した報告書を作成し、翌年度の6月末までに国（事業所管省庁）に提出しなければいけません。なお、報告をせず、又は虚偽の報告をした者には30万円以下の罰金が科されます。

本事例集で掲載している、(1)～(4)の具体的な取組については、報告様式の1枚目下段『指針に基づき実施した取組等』の欄に記入してください。

様式（第三条関係）

水銀等貯蔵報告書

年 月 日

主務大臣 殿

報告者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業所の名称及び所在地	名称： 所在地：
担当者氏名及び連絡先	部署： 氏名： 電話番号：
水銀等の貯蔵に係る主たる事業	
水銀等の貯蔵に係る主たる事業を所管する大臣	
前年度の年度末において貯蔵していた水銀等の種類別の量	
前年度における水銀等の貯蔵状況	別紙2のとおり。
指針に基づき実施した取組等	

- ・ 容器又は包装
- ・ 容器の表示
- ・ 貯蔵場所
- ・ 盗難防止
- ・ 委託先・譲渡者への情報提供
- ・ その他の取組

についてご記載ください。

可能であれば、報告書には具体的に記入してください。記入内容が簡単でも、具体的な状況が分かるように、写真を貼付しても結構です。

次のページ以降で、報告書に記載された適正な事例を紹介します。

報告様式は変更になる可能性がありますので、毎年度環境省のウェブサイト³をチェックしてください。

³ <https://www.env.go.jp/chemi/tmms/law.html#FAQ>

3. 指針に基づき実施した取組等の適正管理事例

報告書で「指針に基づき実施した取組等」に記載された事例と添付された写真を紹介します。

3.1 少量の水銀を取扱う事業者

事例①:A 社（業種:鉱業）

A 社は研究・調査及び計量分析で使用する水銀を貯蔵しています。

■ 報告様式の記入例

指針に基づき実施した取組等	容器：試薬ラベルが添付されたガラス製試薬瓶（1 級又は特級試薬）を破損時の飛散防止のため樹脂製パール缶に収納している（図 6）。また、分析等で使用した水銀は内容物を明記した樹脂製サンプル瓶に小分けし、産業廃棄物処理までステンレス製密閉缶に収納している（図 7）。 個別の容器は薬品管理システムによるバーコードを添付して管理している。 貯蔵場所：社員証による電子開錠システムにて入館が制限されている実験棟内実験室に名称等を示す表示板を貼付した SUS304 製施錠付薬品庫にて貯蔵している（図 10～図 12）。
---------------	--

出典：A 社からの報告を基に編集

■ 添付書類による具体的な状況の報告

(1)容器又は包装



図 6 試薬水銀容器はガラス製試薬瓶に入れ、樹脂製パール缶に収納している。



図 7 分析で使用した水銀は樹脂製サンプル瓶に入れ、ステンレス製密閉缶に収納している。

写真提供：A 社



図 8 水銀保管容器（蓋付）

写真提供：A 社

(2) 容器の表示



図 9 容器表面に「水銀」と表示

(3) 貯蔵場所、盗難防止



図 10 実験棟入口（社員証による電子開錠）



図 11 水銀保管実験室入口



図 12 SUS304 製施錠付き薬品庫及び薬品庫の提示物

写真提供：A 社

事例②:ナカライテスク株式会社伏見桂川事業所（業種:化学製品卸売業）

ナカライテスク株式会社伏見桂川事業所は販売を目的として水銀を貯蔵しています。

■ 報告様式の記入例

指針に基づき実施した取組等	容器：水銀本体は、まず褐色ガラス瓶に密閉して、改ざん防止のためにキャップシールを施した上に、さらに転倒、破損・漏洩防止用に緩衝材の入ったポリエチレン製の容器に密閉し、「水銀」および「内容量」を表示した。ポリエチレン製の容器を段ボールに入れて保管しており、さらに転倒防止のため、段ボールの中に仕切りを設けている（図 13 及び図 14）。 貯蔵場所：毒物及び劇物取締法に基づく施錠可能な金網を張り巡らせた貯蔵設備内に保管した。水銀等が貯蔵されていることを示す表示を金網に施した（図 15 及び図 16）。
---------------	---

出典：ナカライテスク株式会社伏見桂川事業所からの報告を基に編集

■ 添付書類による具体的な状況の報告

(1)容器又は包装、容器の表示



図 13 褐色ガラス瓶に密閉。
さらに、転倒、破損・漏洩防止のための緩衝材の入ったポリエチレン製の容器に密閉。



図 14 転倒防止のため、段ボールの中に仕切りがある

写真提供：ナカライテスク株式会社伏見桂川事業所

(2)貯蔵場所、盗難防止



図 15 金網に水銀の表示



図 16 貯蔵の様子

写真提供：ナカライテスク株式会社伏見桂川事業所

事例③:日本原子力研究開発機構大洗研究所（業種:工学研究所）

日本原子力研究開発機構大洗研究所は研究・調査及び環境分析を目的として水銀を貯蔵しています。

■ 報告様式の記入例

指針に基づき 実施した取組 等	容器：密閉容器（ガラス製の円筒形ねじ口びん又は試薬びん若しくは金属製円筒形容器又は中ふた付きポリびん）に貯蔵し、流出・飛散を防止した。容器表面に水銀等の名称及び質量を表示した（図 17）。 貯蔵場所：金庫の扉、部屋の出入口を施錠し、名称を表示した（図 18）。
-----------------------	--

出典：日本原子力研究開発機構 大洗研究所からの報告を基に編集

■ 添付書類による具体的な状況の報告

(1)容器又は包装、容器の表示



図 17 ガラス製の円筒形ねじ口びんに密閉し、容器表面に「水銀」と表示

写真提供：日本原子力研究開発機構 大洗研究所

(2)貯蔵場所、盗難防止



図 18 鍵がかかる金庫扉に「水銀金庫」「水銀貯蔵場所」と表示

写真提供：日本原子力研究開発機構 大洗研究所

3.2 多量の水銀を取扱う事業者

事例④：C 社(業種：産業廃棄物処分業)

C 社は販売を目的として水銀を貯蔵しています。

■ 報告様式の記入例

指針に基づき 実施した取組 等	容器：鉄製の容器に密栓し（図 19）、容器ごとに医療用外毒物のラベル（図 20）を貼り付けた。 貯蔵場所：鍵のかかる倉庫に表示板をつけて貯蔵した（図 22）。 他社への委託：製品安全データシート（図 23）、イエローカード（図 24）、及び毒劇物譲受書で水銀である旨の情報を提供した。
-----------------------	---

出典：C 社からの報告を基に編集

■ 添付書類による具体的な状況の報告

(1)容器又は包装、容器の表示



図 19 鉄製の容器に密栓



図 20 容器ごとに水銀のラベルを貼りつける

写真提供：C 社

(2)貯蔵場所、盗難防止



図 21 貯蔵場所（転倒防止のためコンテナの中で保管）



図 22 貯蔵場所（鍵がかかる倉庫）の水銀の表示

写真提供：C 社

(3)他者への委託

作成日 2009年06月26日 改訂日 2022年04月01日	
安全データシート	
1. 化学品及び会社情報 化学品の名称 水銀 (Mercury) 製品コード 23B5578 会社名 住所 電話番号 ファックス番号 電子メールアドレス 緊急連絡電話番号 推奨用途及び使用上の制限 乾電池、水銀塩類(昇汞、麝香など)、蛍光灯、体温計および計量器、電気機器用、アマルガム(歯科用、合金用)等	
2. 危険有害性の要約 GHS分類 分類実施日 H24.3.1、政府向けGHS分類ガイダンス(H22.7月版)を使用 環境に対する有害性 環境に対する有害性はGHS改訂4版を使用 健康に対する有害性 急性毒性(吸入:蒸気) 区分1 眼に対する重篤な損傷/眼 区分2 刺激性 皮膚感作性 区分1 生殖毒性 区分1A 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(呼吸器系、心血管系、腎臓、肝臓、中枢神経系) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(神経系、心血管系、血液、肝臓、筋肉) 環境に対する有害性 水生環境有害性(急性) 区分1 水生環境有害性(長期間) 区分1 注) 上記のGHS分類で区分の記載がない危険有害性項目については、政府向けガイダンス文書で規定された「分類対象外」、「区分外」または「分類できない」に該当する。なお、健康有害性については後述の11項に、環境有害性については12項に、「分類対象外」、「区分外」または「分類できない」の記述	
GHSラベル要素	絵表示 どれ、健康有害性、環境 
注意喚起語	危険
危険有害性情報	吸入すると生命に危険 強い眼刺激 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ 臓器の障害(呼吸器系、心血管系、腎臓、肝臓、中枢神経系) 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害(神経系、心血管系、血液、肝臓、筋肉) 長期継続的影響により水生生物に非常に強い毒性
注意書き	安全対策 使用前に取扱説明書を入手すること。 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 取扱後は手などをよく洗うこと。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

図 23 委託先に渡している製品安全データシート (SDS) (一部)

提供 : C 社

品 名		水 銀										国連番号		2809			
該 当 法 規 ・ 危 険 有 害 性																	
消 防 法										毒物及び 劇物取締法		高圧ガス 保安法		火薬類 取締法		道路法	
類 別						指 定 可 燃 物	品 名 (法別表)	毒 物	劇 物	特 定 毒 物	一 般 高 圧 ガ ス	液 化 石 油 ガ ス	火 薬	爆 薬	火 工 品	施行令 第19条 の12、13 に該当	
第 1 類	第 2 類	第 3 類	第 4 類	第 5 類	第 6 類												
								○									
特 性	危 険 性					有 害 性						環 境 汚 染 性		性 状			
	禁水性		爆発性		可燃性	有 害 ガ ス 発 生			目・皮膚 に触れる と危険	河川への 流入注意	固 体	液 体	気 体	水 溶 性			
						常 温	加 熱 時 火 災 時	水 に 接 触									
						○					○		○				
事故発生時の応急措置 ①目に入った場合：ガーゼ、脱脂綿でふき取り、清水で十分に洗い流す。その後医師の診断を受ける ②皮膚に付着した場合：ガーゼ、脱脂綿でふき取り、清水で十分に洗い流す。 ③飲み込んだ場合：直ちに吐かせ、胃を十分洗浄し、医師の診断を受ける。 ④																	
緊急通報 1 1 9（消防署） 1 1 0（警察署） 高速道路の非常電話 [緊急通報例] 1. いつ ○○時○○分頃 2. どこで ○○市○○地区（国・県・市）道○○線○○付近で 3. なにが 「 （ ） 」 が 4. どうした 飛散しています、飛散して火災になってます 5. ケガ人は ケガ人がいます（救急車をお願いします） ケガ人はいません 6. 私の名前は ○○運送会社 ○○です																	
緊急連絡 （特に休日・夜間に確実に連絡が取れる部署の電話番号を記入する）																	
荷主会社								運送会社									
住 所								住 所									
電 話 平日・昼間 休日・夜間								電 話 平日・昼間 休日・夜間									

図 24 委託先に渡しているイエローカード（一部）

提供：C社

4. 水銀等の貯蔵に関するその他の事例

以下は貯蔵指針のいずれの項にも基づいていませんが水銀等の環境上適正な貯蔵のために実施した取組として、参考にしてください。

4.1 換気・排気対策

その他の取組	水銀廃棄物を保管する実験室は全体換気装置が設置された部屋を選定し、入室時には換気装置を作動させて入室している。
--------	---

出典：A 社からの報告を基に編集

4.2 漏えい対策

その他の取組	貯蔵場所：保管場所の床面は、不透水性の材質とし、オイルパンを設け（図 25）、万が一漏えいした場合でも流出しない構造としている。
--------	--

出典：D 社からの報告を基に編集



図 25 保管場所の不透水性の床面の様子

写真提供：D 社

4.3 社内体制の整備

（1）水銀等の貯蔵に関する情報管理

その他の取組	在庫入庫：在庫へ入庫があった場合は、入庫担当者から上司へその旨の連絡を上げ、リアルタイムで、水銀等の在庫管理者へ報告ができるようにしたルールを作り、水銀の入庫の記帳が漏れないようなルールを作った（図 26 及び図 27）。 帳簿と在庫数に不一致が生じないように運用づくりをした。
--------	--

出典：ナカライテスク株式会社伏見桂川事業所からの報告を基に編集

4. 水銀等の貯蔵に関するその他の事例

水銀の引渡し時の手順は、下記のように定め、水銀の引渡し量、年度内の貯蔵量、取引事業者の情報に間違いがないように、販売店、営業部門、業務部門でトリプルチェックを実施している。

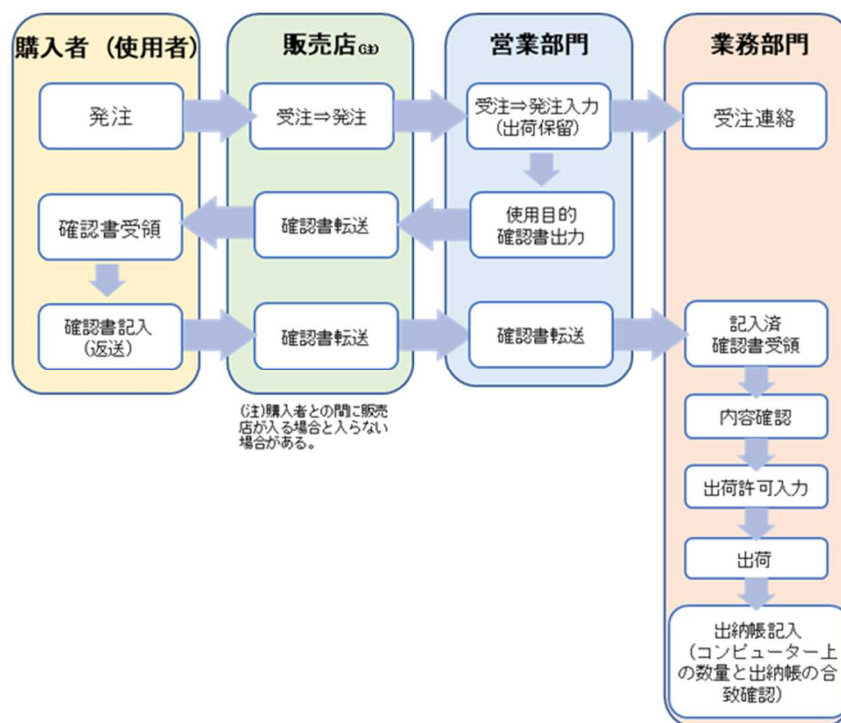


図 26 ナカライテスク株式会社伏見桂川事業所の水銀の受注フロー

出典：ナカライテスク株式会社伏見桂川事業所からのヒアリング調査を元に編集

また、「在庫入庫の管理で使用している帳簿」は図 27 のとおり。

[illegible]

図 27 水銀の管理に関する帳簿の一部

提供：ナカライテスク株式会社伏見桂川事業所

(2) 教育・研修の実施

その他の取組	実験に従事する社員には特定化学物質等作業主任者技能講習の受講を推奨しており、水銀の取扱い担当者も同技能講習を受講している。
--------	---

出典：A 社からの報告を基に編集

(3) 責任者の配置

その他の取組	事業所長を長とする安全衛生組織内に所内の化学物質全般を管理する組織横断的なワーキンググループを組成し、ワーキンググループリーダーの指揮のもとで水銀等の貯蔵量についても管理を行っている。
--------	--

出典：A 社からの報告を基に編集

(4) 管理手順書の作成

その他の取組	貯蔵している室内に SDS を備えている。水銀汚染防止法で定める貯蔵に係る要求事項を踏まえ、管理の手順書を定め、運用している（図 28）。
--------	---

出典：日本原子力研究開発機構 大洗研究所からの報告を基に編集



図 28 SDS 配備状況の室内写真

写真提供：日本原子力研究開発機構 大洗研究所

(5) 定期点検の実施

その他の取組	毒劇物危害防止規定に基づき、貯蔵場所への巡回を実施し、貯蔵設備や製品について、施錠、表示、転倒、破損・漏洩等に問題がないことを日常点検表（図 29）で管理している。
--------	--

提供：C 社からの報告を基に編集

毒劇物危害防止規定				
改訂履歴表				
別紙 1				
日常点検表				
(所属)				
確認日	年月日(AM)	年月日(PM)	備考	
確認事項				
貯蔵設備	施設の状態			
	カゴの保管状況			
	表示内容			
	固定状況			
	流失・飛散の有無			
	他との区分			
	改修等の必要性			
	その他			
製品	表示内容			
	飲食物容器への保管の有無			
	その他			
応急措置 品目毎の措置の確認				
廃棄 廃棄方法の状況				
その他				
確認印	担当者印			
	所属責任者印			
	管理責任者印			

図 29 日常点検表

提供 : C 社

5. 関連情報

水銀等の貯蔵に関する省令

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=427M60003fc8001>

水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針

http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/me ppl_05_01.pdf

水銀等の貯蔵に関するガイドライン

http://www.env.go.jp/chemi/law/tyozo_gl-3.pdf

6. 問い合わせ先

環境省環境保健部水銀対策推進室

電話 : 03-5521-8260

E-mail : suigin@env.go.jp